

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会教育長から令和元年10月11日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和 2 年 3 月 24 日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
山形県監査委員 木 村 忠 三  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
スポーツ保健課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助事業の実績報告書提出時に金額の内訳が明示されている領収書等の写し及び補助事業が実施されたことが確認できる挙証資料を添付すること、補助事業の実施に係る責任者、経理担当者、監督担当者を定めて責任の所在を明らかにすることを補助金交付要綱に明記することとした。 さらに、年次計画を立てて補助事業対象者に対する現地調査を行うこととした。